

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例
- 福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県立会津学鳳中学校条例の一部を改正する条例
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例、福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例、福島県立会津学鳳中学校条例の一部を改正する条例及び福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。
平成三十年十月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第七十号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
附則第十条の二の四第二項第一号ア(2)及び第十条の四第二項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第七十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第九条の七中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例七十二号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する。
第一条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成十九年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する。
第二条 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二項に規定する課程には、この条例による改正前の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二条第二項に規定する課程として認められていたものを含むものとする。

2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程には、この条例による改正前の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程として認められていたものを含むものとする。

(職員研修課)

福島県条例第七十三号

福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福島県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

福島県条例第七十四号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「介護老人保健施設」を「養護老人ホーム、介護老人保健施設」に改め、同条第六項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第七十五号

福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例

(福島県医療法施行条例の一部改正)

第一条 福島県医療法施行条例(平成十一年福島県条例第六十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十條中「により、」の下に「法、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「政令」という。)&及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)&に基づき事務のうち」を加え、同条第十五号中「医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「政令」という。)&」を「政令」に改め、同条第十八号を同条第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 省令第九条の十五の二の規定による許可

(福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条」を「第五条」に改める。

附則第七項中「第八条」を「第七条」に改め、同項を附則第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項中「第八条第一項各号」を「第七条第一項各号」に、「第八条の」を「第七条の」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項中「第八条」を「第七条」に改め、同項を附則第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第四項中「第六条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「第六条の」を「第五条の」に改め、同項を附則第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則に次の一項を加える。

11 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則

この条例中第一条の規定は平成三十年十一月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第七十六号

福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三章 健全な育成を阻害する行為の規制(第十四条―第三十条) を「第三章の二 インターネット利用環境の整備(第三十条の二)」を「第三章 健全な育成を阻害する行為の規制(第十四条―第三十条の二)」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第二十六条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

第二十七条第一項中「前条各号」を「第二十六条各号」に改める。

第三章の二を削る。

第三章中第三十条を第三十条の二とし、第二十九条第一項に次の一号を加え、同条を第三十条とする。

八 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の営業又は事業の場所(インターネット利用に係る保護者及び事業者の責務)

第二十九条 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第一項第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者(携帯電話インターネット接続業務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者等をいう。以下同じ。))を除く。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第二十九条の二 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面若しくは記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続業務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。)に対し、又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。)を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、前項の書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置の提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合には、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち前項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が、第一項又は前項の規定に違反しているとき、当該携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十四条第四項に次の一号を加える。

十二 第二十六条の二の規定に違反した者
第三十四条第五項第六号中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(こども・青少年政策課)

福島県条例第七十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第四条中「第四十三条第二項に規定する」を「第四十三条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当する」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十六条中「及び第四十条の六から第四十一条まで」を「、第四十条の六及び第四十条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

二 法第八十五条第六項の仮設興行場等で消火、避難に有効な五メートル以上の空地を周囲に有するものについて知事が安全上、防火上及び衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認めて一年を超える期間を定めてその建築を許可する場合には、前項の規定を準用する。

第四十七条中「、第二十七条」及び「、第四十一条」を削る。

第四十七条の九の表中五十の項を五十二の項とし、四十の項から四十九の項までを二項ずつ繰り下げ、三十九の項を四十一の項とし、同項の前に次のように加える。

四十 法第八十五条第六項の規定に基づく許可の申請者の の必要がある仮設興行場等の 建築許可申請手数料	十七万円
--	------

第四十七条の九の表中三十八の項を三十九の項とし、四の項から三十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表四の項とし、同項の前に次のように加える。

三 法第四十三条第二項第一号の規定に基づく認定の申請者	建築物の敷地と道路との間の建築認定申請手数料	二万七千円
-----------------------------	------------------------	-------

第四十七条の十三第一項第六号中「準用する場合を含む。」の下に「、法第四十三条第二項第一号」を加え、同項第十二号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「第八十五条第三項及び第五項」を「第八十五条第三項、第五項及び第六項」に改め、同条第二項第五号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、「第六十八条の七第五項」の下に「、法第八十五条第六項」を加え、同項第九号中「法第八十六条第一項」を「法第四十三条第二項第一号、法第八十六条第一項」に改める。
第四十八条中「第二十七条」を「第二十八条」に、「から第四十一条まで」を「、第四十条の七」に改める。

附 則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)第一条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(建築指導課)

福島県条例第七十八号

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例(平成十八年福島県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県立中学校の入学検定料に関する条例

第一条及び第二条中「福島県立会津学鳳中学校」を「福島県立中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

(財務課)

福島県条例第七十九号

福島県立会津学鳳中学校条例の一部を改正する条例

福島県立会津学鳳中学校条例(平成十八年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県立中学校条例

第一条中「として福島県立会津学鳳中学校」を削る。

第二条を次のように改める。

(名称及び位置)

第二条 中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第三条中「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関するは」を「中学校の入学検定料に関するは」に、「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例」を「福島県

立中学校の入学検定料に関する条例」に改める。
第四条中「福島県立会津学鳳中学校」を「中学校」に改める。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

名 称 位 置

福島県立会津学鳳中学校

会津若松市

福島県立ふたば未来学園中学校

双葉郡広野町

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例」を「福島県立中学校の入学検定料に関する条例」に改める部分に限る。）は、平成三十年十二月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県条例第八十号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同法第八条の二第三項」を「同法第五項に規定する訪問リハビリテーション、同法第六項に規定する居宅療養管理指導、同法第八条の二第三項」に改め、「介護予防訪問看護」の下に「同法第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション」及び同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（病院経営課）